

会 員 各 位

専門医生涯教育制度細則，皮膚腫瘍外科指導専門医認定施行細則 の改定について

一般社団法人 日本形成外科学会
理事長 川上 重彦
制度検討委員会
委員長 仲沢 弘明

2014年4月10日の通常総会にて専門医生涯教育制度細則，皮膚腫瘍外科指導専門医認定施行細則の一部が改定されましたので，ご報告申し上げます。

専門医生涯教育制度

改正理由：「1年間で必ず30点以上獲得しなければならない」という誤解が生じていることに対して，以下のように修正したため。	
改正前	改正後
第4章 専門医資格更新のための資格 第10条（資格更新に要する点数と日本形成外科学会学術集会参加義務） 日本形成外科学会専門医は <u>一年平均30点以上5年間で最低150点の単位を獲得しなければならない。</u>	第4章 専門医資格更新のための資格 第10条（資格更新に要する点数と日本形成外科学会学術集会参加義務） 日本形成外科学会専門医は， <u>5年間で最低150点の単位を獲得しなければならない。</u>

改正理由：出産育児に関する留保期間について審査基準を明示するため。	
改正前	改正後
第4章 専門医資格更新のための資格 第12条（本制度適応の留保） 海外留学，病気その他委員会が妥当と認める理由があれば，その間その個人につき本制度の適応は留保される。なお，留保期間中は専門医資格は有するものとする。	第4章 専門医資格更新のための資格 第12条（本制度適応の留保） 海外留学，病気， <u>出産，育児</u> ，その他委員会 が妥当と認める理由があれば，その間その個人につき本制度の適応は留保される。なお， <u>出産，育児</u> に関しては， <u>留保期限は原則1年間とする。</u> 留保期間中専門医資格は有するものとする。

皮膚腫瘍外科指導専門医施行細則

改正理由：発表歴に必要な学術集会を明確にするため。

改正前	改正後
<p>第3章 指導専門医申請資格 第9条</p> <p>指導専門医の認定を申請するものは、以下の条件を満たしていなければならない。 (中略)</p> <p>2) <u>日本形成外科学会学術集会</u>における皮膚腫瘍外科領域に関する2回以上の発表歴（筆頭もしくは発表指導者）あるいは、皮膚腫瘍外科領域に関する1編以上の学術論文執筆歴（筆頭もしくは執筆指導者）を有していること</p>	<p>第3章 指導専門医申請資格 第9条</p> <p>指導専門医の認定を申請するものは、以下の条件を満たしていなければならない。 (中略)</p> <p>2) <u>日本形成外科学会学術集会（基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会および地方会も可 [旧称：日本形成外科学会支部学術集会および地方会]</u>における皮膚腫瘍外科領域に関する2回以上の発表歴（筆頭もしくは発表指導者）あるいは、皮膚腫瘍外科領域に関する1編以上の学術論文執筆歴（筆頭もしくは執筆指導者）を有していること</p>